

○蒲郡市空家等適正管理条例

平成25年6月24日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し、市、市民等及び所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、倒壊や火災等の事故、犯罪等を未然に防止し、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 市内に所在する法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 管理不全空家等 市内に所在する法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 所有者等 法第5条に規定する所有者等をいう。
- (6) 空家等対策計画 法第7条第1項に規定する空家等対策計画をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民等及び所有者等に対して、空家等の適正な管理に関する知識の普及及び意識の向上について、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な施策を実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市内に特定空家等が増えることにより、倒壊や火災等の事故、

犯罪等又は環境上多くの社会的問題が生じ、市内の活気が失われることを認識し、空家等の適正な管理に努めなければならない。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(情報提供)

第6条 市民等は、特定空家等又は管理不全空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(協議会の設置等)

第7条 法第8条第1項の規定に基づく協議会として、蒲郡市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 特定空家等及び管理不全空家等の認定に関する事項
- (3) 特定空家等及び管理不全空家等に対する措置に関する事項
- (4) 次条第3項の規定により実施する緊急安全措置に関する事項
- (5) その他空家等に関する対策に関し、市長が必要と認める事項

3 協議会は、市長及び委員10人以内で組織する。

4 委員は、地域住民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、規則で定める。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、特定空家等により、人の生命若しくは身体又は財産に危険な状態が切迫していると認められるときは、所有者等の同意を得て、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）をとることができる。この場合において、市長は、緊急安全措置に要した費用を当該所有者等に請求することができる。

2 市長は、緊急安全措置を実施するときは、当該所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 緊急安全措置の実施概要
- (2) 緊急安全措置の概算費用
- (3) 緊急安全措置に係る当該所有者等の費用負担
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、緊急安全措置を実施する場合において、当該空家等の所有者等を確知できないとき、所有者等の同意を得るいとまがないときその他やむを得ない事由により当該空家等の所有者等の同意を得られないときは、第1項の規定にかかわらず、所有者等の同意を得ないで、緊急安全措置を実施することができる。

4 前項の場合において、市長は、あらかじめ、協議会において協議するものとし、第2項の規定による通知は、同項各号に掲げる事項を告示することをもってこれに代えるものとする。

(関係機関への協力要請)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に協力を要請することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。